

入 札 説 明 書

令和3年札幌市告示第805号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年2月5日

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目 2 - 1
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係
電話 011-611-3111 (FAX 011-611-3138)

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市中央卸売市場建物設備総合管理業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。(3年契約)
- (4) 履行場所 札幌市中央卸売市場(札幌市中央区北12条西20丁目)
- (5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている市内企業であること。
- (3) 地上3階以上、延べ床面積2万平方メートル以上の建築物において、契約電力1,000kWを超える特別高圧又は高圧受電施設の運転監視と設備保全を一体的に行う維持管理業務の元請として、告示日を起点とした過去15年間において3年以上継続して維持管理業務の履行実績を有すること。
- (4) 建設業法に基づく電気工事業及び管工事業の許可を有すること。
- (5) 本業務に従事する業務監督者及び電気主任技術者(2種以上)は、本業務の専任として配置できること。なお、業務監督者は本業務に必要な資格(仕様書に掲げるいずれかの資格)を有する者で、上記(3)に定める施設で10年以上の実務経験を有すること。
- (6) 札幌市消防局(消防長)に「消防設備業届出書」を届出ている者を雇用していること。
- (7) 建築物において、特別高圧又は高圧受電施設の運転監視と設備保全を一体的に行う

- 維持管理業務の元請として、告示日を起点とした過去3年間に履行実績があること。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (11) 本告示に示す役務の提供が十分に可能であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。また、札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先URL：<http://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=33731>)
- (2) 入札書提出日時及び場所
令和3年2月26日(金) 10時00分(送付の場合は令和3年2月25日(木)必着)
札幌市中央区北12条西20丁目2-1 中央卸売市場 水産棟4階入札室
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参による場合は上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)すること。送付の場合は二重封筒とし、外封に「令和3年2月26日(金)10時00分開札 札幌市中央卸売市場建物設備総合管理業務の入札書在中」の旨を記載し、令和3年2月25日(木)必着で送付しなければならない(電送による提出は認めない。)
- (4) 本件の仕様等に対する質問
 - ア 質問の提出方法
別紙3の質問票を持参、送付又はファクシミリにより提出すること。
 - イ 質問の提出先及び提出期限
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和3年2月12日(金)15時00分まで(送付の場合は必着)に提出すること。
 - ウ 質問に対する回答
質問者に対しては、令和3年2月15日(月)までにファクシミリにより回答する。なお、質問に対する回答書は、札幌市中央卸売市場ホームページ(5(1)に掲げるURL)において閲覧することができる。
- (5) 入札の無効
本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に

執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、送付により入札書を提出した場合にはその限りではない。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記1参照）を、令和3年2月16日（火）までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明

を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。(別記2「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照)

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙4のとおり

(9) 入札参加資格が認められない場合の説明

上記6(3)アに基づき入札参加資格を有することを証明する書類を提出した後、審査の結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、その自

由についての説明を書面（様式は自由）により説明を求めることができる。